

第二次大田区再犯防止推進計画 <概要案>

第1章 第二次大田区再犯防止推進計画について

1 計画策定の背景

全国の刑法犯の検挙人員・再犯者はともに減少傾向にあるが、令和5年の再犯者率は47.0%と半数近くが再犯者という状況。国民が安全・安心に暮らせる社会の実現が必要。

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律 施行

平成29年12月 再犯防止推進計画 閣議決定

令和元年7月 東京都再犯防止推進計画 策定

令和3年3月 大田区再犯防止推進計画 策定

令和5年3月 第二次再犯防止推進計画 閣議決定

令和6年3月 第二次東京都再犯防止推進計画 策定

2 計画の位置付け

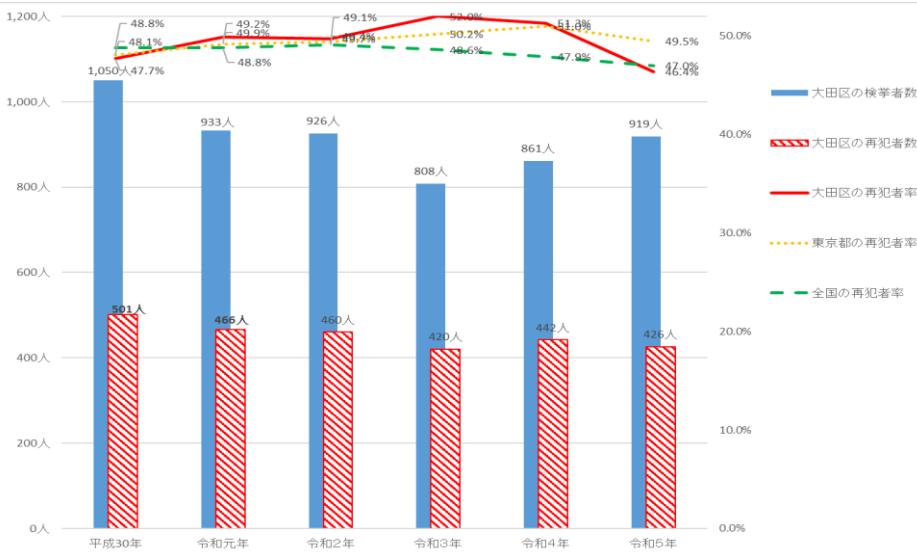
3 計画策定の意義

- この計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める“犯罪をした者等”で、犯罪をした者または非行少年(非行少年であった者を含む)のこと言う。
- 地域の中で“犯罪をした者等”的立ち直りを支援する多岐にわたる取組を、再犯防止対策や更生保護に取り組む関係機関・団体や保護司をはじめ民間ボランティアとともに、総合的に推進するため策定する。

4 計画期間

令和8年(2026年)4月から令和13年(2031年)3月までの5年間

第2章 大田区を取り巻く状況



- 大田区の再犯者率は令和5年度で46.4%であり、令和4年度と比較して減少したものの50%に近い状況である。
- また、近年再犯率の高い薬物事犯が一定の再犯者割合を占めており、近年若年層を中心に覚せい剤取締法違反や大麻取締法違反が増加傾向にあり社会問題にもなっている。

第3章 重点課題とその取組

5つの重点課題

この計画では、国及び東京都の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、区を取り巻く状況を基に5つの重点課題を設定する。関係機関・団体及び保護司をはじめ民間ボランティアとの連携強化を図りながら、広く区の事業を活用し、個別目標に向けてその取組を進める。

1 就労・住居の確保等

個別目標

- (1) 就労と住居確保に向けた相談・支援の充実を図ります
- (2) “犯罪をした者等”を雇用する企業を開拓・確保します

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

個別目標

- (1) 関係機関・団体、民間協力者との連携・協働の下、適切な保健医療・福祉サービスを提供します
- (2) 薬物乱用防止や薬物依存からの回復に関する普及・啓発活動を促進します

3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等

(SNS等ネットワーク利用犯罪などに関わらない取組を含む)

- (1) 児童・生徒等の非行防止や安全意識の向上に取り組みます
- (2) 児童・生徒等がネットワーク利用犯罪に関わらない取組を進めます
- (3) 児童・生徒等の学習支援や生活環境を支援します

4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進等

- (1) 区内更生保護団体の活動を支援します
- (2) 関係機関・民間協力者と連携し、広報・啓発活動を強化します

5 地域における見守り・支援の強化による包摶の推進

個別目標

- (1) 地域のネットワークを活かした見守りや支援を行い、区民が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます
- (2) 犯罪を未然に防止し、安全安心なまちづくりを進めます

第4章 計画の推進体制

この計画は、これまで区と大田区保護司会をはじめ関係機関・団体がともに積み上げてきた“社会を明るくする運動”に象徴される更生保護の取組の集大成としての意味合いを持つものである。

「大田区再犯防止推進計画」の円滑な取組を進めるため、区及び“社会を明るくする運動”大田区推進委員会からの推薦を受けた同委員会の構成機関・団体等を委員とする「大田区再犯防止推進会議」を設置し、定期的に地域の情報や課題を共有し協議を行う。

大田区再犯防止推進会議で共有される課題は翌年度へ引継ぎ、評価と改善を繰り返しながら、次期計画の見直しを図ることとする。